

半島、離島及び奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度(所得税・法人税)

半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域及び奄美群島のうち、市町村の長が産業の振興に関する計画を策定する地区として関係大臣(総務・農林水産・国土交通)が指定する地区において、事業者が製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等のために用いる設備を取得等し、供用した場合、5年間割増償却ができる。

(1) 対象業種、取得価額要件

■ 製造業・旅館業

事業者の資本金規模	個人又は資本金1,000万円以下	1,000万円超5,000万円以下	5,000万円超1億円以下	1億円超
半島地域	500万円以上の取得等	1,000万円以上の取得等	2,000万円以上の新增設に係る取得等	
離島地域・奄美群島	500万円以上の取得等		1,000万円以上の新增設に係る取得等	2,000万円以上の新增設に係る取得等

■ 農林水産物等販売業・情報サービス業等 500万円以上の取得等(資本金5,000万円超は新增設に係る取得等)

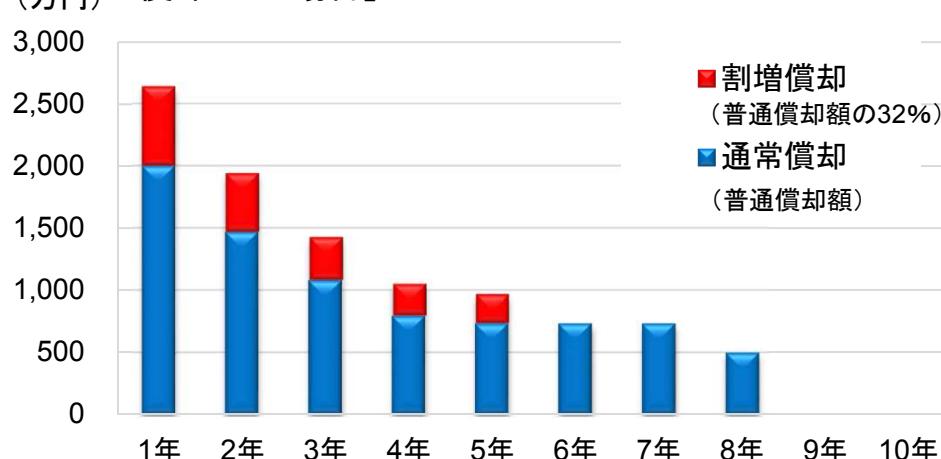
(2) 対象 機械・装置、建物・附属設備、構築物

(3) 儻却率 機械・装置:普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物:普通償却限度額の48% 適用期限:平成31年3月31日まで

(4) 儻却期間 5年

◆ 割増償却を適用すると…

【1億円の機械を取得。耐用年数が10年、200%定率法による
償却とした場合】



1年目では、普通償却額2,000万円(1億円×普通償却率20%)に加え、640万円(2,000万円×割増償却率32%)の償却が可能。したがって、150万円(640万円×法人税率23.4%)の法人税の繰り延べが可能に。
⇒5年間で、合計307万円の法人税が繰り延べ可能。

さらに、

- ☆ 建物・附属設備、構築物にも利用可能
(普通償却限度額の48%)
- ☆ 事業者の規模に応じ、より小規模の投資へも利用可能

などのメリットがあります